

第 70 回

職員の給与等に関する報告および勧告

令和 2 年 11 月

福井県人事委員会

写

人 委 第 1 5 0 号  
令和 2 年 11 月 2 日

福井県議会議長 畑 孝幸 様  
福 井 県 知 事 杉本 達治 様

福井県人事委員会  
委 員 長 野村 直之

職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第 8 条、第 14 条および第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。  
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

## 報 告

## 1 職員の給与

## (1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年4月「令和2年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第1表に示すとおり、在職者数は、13,121人であって、これら在職者の平均年齢は41.7歳であり、また、その男女別構成は男57.2%、女42.8%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の6種9給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料327,562円、扶養手当9,500円、地域手当5,313円、計342,374円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料350,350円、扶養手当8,491円、地域手当6,100円、計364,941円である。

第1表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

給料表		行政職	警察職	教育職 (一)	教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	全給料表
区 分	平 均 給 与 月 額	給料 327,562	316,237	391,382	367,181	349,391	484,599	309,656	311,999	321,019	350,350
	扶養手当	9,500	11,591	9,753	6,683	8,466	15,766	5,666	3,963	2,857	8,491
	地域手当	5,313	4,730	5,651	5,312	5,121	81,886	4,451	4,436	4,534	6,100
	計(円)	342,374	332,558	406,786	379,176	362,978	582,252	319,773	320,399	328,410	364,941
在職者数(人)		3,404	1,734	2,020	4,454	292	152	256	788	21	13,121
性別 (人)	男	2,296	1,554	1,127	1,981	220	123	109	86	3	7,499
	女	1,108	180	893	2,473	72	29	147	702	18	5,622
学 歴 (人)	大 学	2,494	1,072	1,875	4,355	281	152	185	249	13	10,676
	短 大	330	24	63	99	9		71	529	8	1,133
	高 校	576	638	81		1			10		1,306
	中 学	4		1		1					6
平均年齢(歳)		41.9	37.2	45.1	42.6	41.3	44.0	38.4	38.0	37.6	41.7
平均経験年数(年)		20.1	16.1	22.5	20.0	18.5	20.6	16.2	16.4	14.9	19.6

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額を含む。

2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。

3 再任用職員は含まれていない。(以下、第4表までについて同じ。)

4 教育職(一)の適用機関は県立学校、教育職(二)の適用機関は市町立学校である。

## (2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第2表に掲げるとおり受給職員は5,169人で、全職員の39.4%を占めており、職員1人当たり平均扶養親族数は0.8人（受給職員平均では2.1人）となっている。また、職員1人当たりの平均手当月額は8,491円（受給職員平均では21,553円）となっている。

第2表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	5,169	39.4	0.8 〔受給職員 平均では 2.1〕	8,491 〔受給職員 平均では 21,553〕
扶養親族 1人	1,679	12.8		
2人	1,951	14.9		
3人	1,177	9.0		
4人	311	2.4		
5人	41	0.3		
6人以上	10	0.1		
扶養手当非受給職員	7,952	60.6		
計	13,121	100.0		

## (3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第3表に掲げるとおり受給職員は2,071人で全職員の15.8%を占めている。

なお、受給職員1人当たりの平均手当月額は25,462円となっている。

第3表 住居手当の支給状況

区 分			該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)
			人員(人)	割合(%)	
住 居 手 当 受 給 職 員			2,071	100.0	
内 訳	借家 ・ 借間	手当額11,000円以下の受給者	9	0.4	25,462
		手当額11,000円を超え28,000円未満の受給者	1,414	68.3	
		手当額28,000円の受給者	648	31.3	

#### (4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第4表に掲げるとおり受給職員は11,003人で全職員の83.9%を占めており、その内訳は交通機関等利用者592人(5.4%)、交通用具使用者10,143人(92.2%)、併用者268人(2.4%)となっている。

なお、交通機関等利用者についてみると、受給職員1人当たりの平均手当月額は10,407円となっている。

また、交通用具使用者のうち自動車使用者は9,831人(89.4%)を占めている。

第4表 通勤手当の支給状況

通勤方法	該 当 職 員			受給職員平均 手当月額(円)
	区 分	人 員(人)	割 合(%)	
受 給 職 員 計		11,003	100.0	
交通機関等利用者		592	5.4	10,407
55,000円までの者		592	5.4	
55,000円を超える者		0	0.0	
交通用具使用者		10,143	92.2	12,113
自転車		303	2.7	
原動機付自転車等		9	0.1	
自動車		9,831	89.4	
併 用 者		268	2.4	15,120
55,000円までの者		268	2.4	
55,000円を超える者		0	0.0	

(注) ( )内の数値は、交通機関等利用者、交通用具使用者および併用者をそれぞれ100としたときの割合である。

## 2 民間の給与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 398 事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 112 事業所を対象に、「令和 2 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な調査を 6 月 29 日から先行して実施し、特別給の支給実績のほか、給与改定の状況等について調査を行った。また、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、8 月 17 日から 9 月 30 日までの期間で、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種および研究員、教員等 32 職種について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を調査した。

### (1) 本年の給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員（係員）についてベースアップを実施した事業所の割合は 33.4%（昨年 40.3%）、ベースアップを中止した事業所は 12.8%（同 5.0%）、ベースダウンを実施した事業所は 5.9%（同 0.0%）となっている。

また、第 6 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は 88.0%（昨年 92.2%）となっている。昇給額が、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 33.3%（昨年 35.1%）、減額となっている事業所の割合は 13.2%（同 0.0%）、変化のない事業所が 41.5%（同 57.1%）となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	33.4	12.8	5.9	47.9
課 長 級	31.8	11.7	4.6	51.9

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	89.5	88.0	33.3	13.2	41.5	1.5	10.5
課 長 級	85.6	84.1	27.2	10.1	46.8	1.5	14.4

## (2) 民間における諸手当の支給状況

### (家族手当)

民間における家族手当の支給状況について調査した結果は、第7表に示すとおりとなっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,246円
配偶者と子1人	16,769円
配偶者と子2人	21,899円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円、配偶者以外については、子1人につき10,000円、父母等1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

### 3 職員給与と民間給与との比較

#### (1) 月例給

前記の「令和2年福井県職員給与実態調査」および「令和2年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、役職段階、学歴、年齢が同等と認められる者同士の4月分の給与額を比較（ラスパイレス比較）し、その較差を算定したところ、第8表に示すとおり、職員給与が民間給与を68円（0.02%）上回った。

第8表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民間給与 (A)	359,272 円
職員給与 (B)	359,340 円
較 差 (A) - (B)	△68 円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	△0.02%

#### (2) 特別給

「令和2年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第9表に示すとおり所定内給与月額額の4.45月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数4.50月を下回っている。

第9表 民間における特別給の支給状況

項 目	事務・技術等従業員
平均給与月額	336,826 円 336,163 円
特別給の支給額	768,132 円 729,208 円
特別給の支給割合	2.28 月分 2.17 月分
年 間 の 合 計	4.45 月分

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは令和2年2月から令和2年7月までの期間をいう。

## 4 生 計 費 等

### (1) 物価・生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、福井市においては昨年4月と比べ0.2%の上昇となっている。

また、家計調査(総務省)の結果を基礎に算定した福井市における2人世帯、3人世帯、4人世帯および5人世帯の標準生計費は、それぞれ141,140円、163,680円、186,230円、208,770円となった。

(参考資料第16表、第18表)

### (2) 雇用情勢

労働力調査(総務省)によれば、本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準から0.2ポイント上昇して2.6%(季節調整値)となっている。

また、一般職業紹介状況(厚生労働省)によれば、本年4月の有効求人倍率は、全国では昨年4月と比べ0.31ポイント低下して1.32倍(季節調整値)、福井県では昨年4月と比べ0.21ポイント低下して1.88倍(季節調整値)となっている。

(参考資料第18表)

## 5 人事院の勧告等

人事院は、本年、先行して調査を実施したボーナスについては、10月7日に勧告・報告を実施し、月例給については10月28日に報告を行った。

その概要は次のとおりである。

### (1) ボーナスに関する勧告の骨子 [勧告日 10月7日]

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### II ボーナスの改定等

##### 1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）

なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合4.46月（公務の支給月数4.50月）

##### 2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30 月（支給済み）	1.25 月（現行1.30）
	勤勉手当	0.95 月（支給済み）	0.95 月（改定なし）
3年度以降	期末手当	1.275 月	1.275 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月

[実施時期]

法律の公布日

##### 3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868 円平均年齢 43.2 歳 [対前年△2,255 円、△0.2 歳]

## (2) 公務員人事管理に関する報告の骨子 [報告日 10月7日]

### 1 新型コロナウイルス感染症にかかる本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期したうえで、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

### 2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

### 3 勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要  
柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

#### (2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

#### (3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度等の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

#### (4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

#### (5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

### 4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

### (3) 月例給に関する報告 [報告日 10月28日]

#### 1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を实地調査 (完了率80.2%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○民間給与との較差  $\Delta$ 164円 0.04% [行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢43.2歳]

#### 2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

## 6 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について、次のとおり所要の措置を講ずる必要があると認める。

### (1) 公民の給与較差等に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の月例給与と民間給与とが概ね均衡していた。また、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給与の年間支給割合は4.45月で、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.50月)が民間事業所の特別給与を0.05月上回っていた。

本委員会としては、本年の職種別民間給与実態調査の結果や国家公務員の給与制度および人事院勧告の内容などの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給与については、改定を行わないことが適切であると判断し、特別給与については、引下げ改定を行うことが適切であると判断した。

#### ア 改定すべき事項

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給与の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、支給割合を引き下げる必要がある。支給月数の引下げ分は、民間の特別給与の支給状況を踏まえ、期末手当から差し引くこととする。

本年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降においては、6月期および12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

#### イ 改定の実施時期

この給与改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施することとする。

### (2) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、さらには公務能率の向上という観点から極めて重要な課題であり、女性の活躍推進に向けた環境整備を図るという面からも必要である。

また、少子高齢化や厳しい人材確保競争の中で、多様で有為な人材を確保し、職員が意欲を持って働くことを可能とするためにも、重要な課題となっている。

本県においては、昨年4月から、超過勤務命令を行うことができる上限を、原則、1箇月について45時間かつ1年について360時間とするなどの上限を設定しており、各任命権者においては、これらの上限時間の遵守を徹底するとともに、引き続き、超過勤務縮減に向けた取組を進めていく必要がある。

超過勤務時間の縮減に向けて、本県においては、全庁一斉消灯退庁日(ライトダウンデー)やライトダウンウィークの実施・拡充に加え、所属長による声掛けの徹底や定期的な副部長会議の開催による全職員の超過勤務の状況の把握や業務分担の見直しの協議など、任命権者による積極的な取組が行われ、また、RPAによる定型業務の自動化の試行導入などにより一定の効果

を上げている。

任命権者においては、引き続き、業務のスリム化・効率化などを進めるとともに、超過勤務のさらなる縮減や適正な人員配置に取り組む必要がある。また、業務の効率化を図るため、押印廃止や電子決裁の導入、RPAや人工知能（AI）などIT技術等の活用をさらに図るとともに、これらの取組を強力に推し進めるためのIT人材の育成確保を行い、行政のデジタル化を推進していくことが重要である。

職場管理者にあっては、自らが先頭に立って仕事の進め方の見直しを行うとともに、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、所属内の業務の平準化を図り、超過勤務の事前命令および実績管理を徹底するなど、職員の勤務管理を適切に行うことが必要である。また、職員一人ひとりにおいても、タイムマネジメント意識・コスト意識を持って、日頃から計画的かつ効率的に業務に取り組む必要がある。このため、管理職員、一般職員それぞれに対する研修により、タイムマネジメント能力の高い職員を育成する必要がある。

また、年次休暇の取得促進については、各任命権者が策定している第3期特定事業主行動計画において、年次休暇の取得日数の目標値等が定められているところであるが、民間労働法制における時季指定の措置も踏まえ、実績の把握や休暇の計画表の活用等により、休暇を取得しやすい環境の整備に努める必要がある。

### （3）学校現場における教職員の負担軽減

総実勤務時間の短縮において、特に、学校現場を取り巻く環境は、複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間勤務の改善が課題となっている。

このため、文部科学省は、学校における働き方改革に関する取組を総合的に進めており、昨年12月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を改正し、本年1月には同改正法に基づき「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を告示した。

教育委員会においては、上記指針を受け、本年3月に「福井県教育委員会が行う義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、時間外の在校等時間の上限を原則1箇月について45時間かつ1年について360時間とする方針を定めたところである。教育委員会は、在校等時間の縮減を図るため、引き続き、「福井県学校業務改善方針」等に基づき、学校や教員の業務の見直し、効率化の推進を図るとともに、学校や教員の業務改善が着実に進むようフォローアップをしていく必要がある。特に、現在進めている学校運営支援員や部活動指導員などの外部人材の配置拡大による教職員の業務の負担軽減、校務支援システムの早期の全校導入による教職員の事務作業の効率化、部活動休養日の徹底等の部活動指導の負担軽減などについて、引き続き、強い取組姿勢を持って進めていくとともに、学校の働き方改革を踏まえて国が推進を目指している部活動改革の動向について注視していくことが重要である。また、学校事務の共同実施の機能強化や校務支援システムの活用等により、事務処理の効率化を図りつつ、事務職員の校務運営への参画をさらに進めていくことが必要である。

校長等は、率先して業務の見直しや効率化、合理化を図るとともに、校務支援システムにより教職員の勤務状況を的確に把握し、業務や勤務時間の割振りを適正に行うなど、リーダーシップをもって組織マネジメントを行い、教職員の負担軽減に努めていく必要がある。

#### (4) 職業生活と家庭生活の両立支援

本格的な少子高齢化を迎える中、男女が共に家庭生活や地域社会における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図ることができる勤務環境を整備することは、職員の福祉を増進し、公務能率や県民サービスの向上、今後の多様で有為な人材の確保にもつながるものである。

各任命権者においては、「福井県女性活躍推進計画」および「第3期特定事業主行動計画」を策定している。これらの計画では、仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進の面からも、男性の育児参加が重要であることから、特に男性職員の育児参加を推進していくこととしており、配偶者が出産した際の2日以上以上の休暇取得や出産後1年以内での1週間以上の連続休暇取得を目標としている。任命権者においては、休暇制度等の趣旨や内容の周知徹底を図り、休暇・休業の取得しやすい職場の雰囲気づくりに努めることが重要である。また、休暇・休業を取得する職員の業務を職場全体でサポートできるように職場環境を整えていくことにより、該当する職員が休暇・休業を取得できるようにすることも重要である。

さらに、新型コロナウイルス感染防止対策を機に導入が進められている早出遅出勤務、在宅勤務（テレワーク）の定着や国や他の都道府県でも導入しているフレックスタイム制導入の検討を進め、育児や介護など、個々の職員の事情に応じた柔軟で効率的な働き方を推進し、多様な人材の能力発揮を可能としていくことが必要である。

#### (5) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、職員やその家族にとって大切であるばかりでなく、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して質の高い行政サービスを継続的に提供するという観点からも重要である。

心身の健康づくりのためには、予防や早期発見・早期対応に取り組むことが肝要であり、各任命権者においては、定期健診やメンタルヘルスに関する研修の実施、相談体制の充実など予防や早期対応のための様々な取組を行っている。特にメンタルヘルスの面においては、長期間療養している職員の円滑な職場復帰や再発防止を目指す職場復帰支援制度を実施しており、今後もこれらに積極的に取り組み、より充実したものとしていくことが望まれる。

職場管理者にあっては、日頃から職員とコミュニケーションを図り、日常的な行動や健康状態の適切な把握、職員からの相談への適切な対応、職員の健康状態に配慮した業務分担の変更等に引き続き努める必要がある。個々の職員においても自らの心身の健康状態を把握し、早期に対処するセルフケアに努めることが必要である。

長時間労働を行う職員への医師による面接指導や「ストレスチェック制度」を十分に活用し、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、職員におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげていくことが不可欠である。

また、出勤時の検温や、多数の人が手を触れる箇所の消毒、三つの密の回避など、職場における新型コロナウイルス感染防止対策を引き続き徹底する必要がある。

#### (6) ハラスメントの防止

本年6月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正す

る法律」においては、パワー・ハラスメントの定義が明確にされるとともに、事業主に対して、パワー・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務付けられている。

職場におけるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントなどについては、組織の正常な業務運営の障害となるとともに職員の勤労意欲を減退させ、ひいては精神疾患に陥る職員を発生させる要因ともなり得るものである。

これまで各任命権者においては、相談窓口の設置、ハラスメント防止ハンドブックの整備、職員研修の実施など、その防止対策の実施に努めているところであるが、これらの取組の実効性を高めるため職員や職場管理者への周知徹底をさらに図っていく必要がある。

また、職場管理者にあつては、これらの内容に十分配慮し、職場秩序が良好に保たれているか日頃から目を配り、引き続きハラスメントのない職場環境づくりに努めていくことが必要である。

## (7) 公務員の高齢期雇用

段階的な年金支給開始年齢の引上げにより、今後さらに再任用希望者の増加が見込まれることから、これらの職員の能力および経験を職務執行の中で一層活用していくことが必要である。

各任命権者においては、定年退職する職員が再任用を希望する場合には、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで再任用することができるよう、当該職員の希望や能力、健康状態等を適切に把握するとともに、再任用職員の様々な能力や経験を生かせるよう、引き続き職域拡大などの検討をしていく必要がある。

政府においては、平成30年8月の人事院からの意見の申出を受け、本年の通常国会に定年を段階的に65歳に引き上げる「国家公務員法等の一部を改正する法律案」および「地方公務員法の一部を改正する法律案」を提出した。「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が審議未了で廃案とされたことに伴い、「地方公務員法の一部を改正する法律案」も継続審議となったが、今後、法案の審議状況や他都道府県の動向を引き続き注視していく必要がある。

併せて、本年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、定年引上げとともに俸給表のあり方等についての検討を行い、所要の措置を講じることが示されている。本県においても、国や他都道府県の状況を踏まえた所要の検討を行うことが必要である。

## (8) 公務員倫理の確保

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する職員には、公務員倫理の確保が強く求められる。

しかしながら、わいせつ行為や交通法令違反により懲戒処分を受ける事案が発生しており、改めて職員一人ひとりが、自らの行動が県民の公務に対する信用に影響を与えることを強く認識し、公務の内外を問わず法令遵守を徹底していかなければならない。また、公務の執行者たる責務や、公務の活動に要する費用は原則として税金によって賄われていることを常に意識し、県民の信頼と期待に応えるという高い倫理観・使命感を持って、自らの行動を律するよう努め、全力で職務に精励することが必要である。

そのためにも、各任命権者においては、職員研修等のあらゆる機会を通じ、これまで以上に職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図ることが肝要であ

る。また、職場管理者においては、職員一人ひとりの勤務状況や勤務態度を常に把握し、日頃から適時適切な指示および指導を行うとともに、職場における倫理観の向上に努め、公務員倫理の徹底を図っていくことが必要である。

#### **(9) 非常勤職員の適切な処遇**

現在、公務においては、多様化する行政ニーズに対応するため、臨時・非常勤職員といった多様な任用・勤務形態の職員を活用することが必要不可欠となっている。

このような中、「地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律」により、一般職の会計年度任用職員制度が導入されたところである。任命権者においては、適正な任用や勤務条件が確保されるよう、引き続き適切に対応していく必要がある。

#### **(10) 適正な給与の確保**

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、給与勧告を通じて職員の適正な処遇を確保することは、有為な人材の確保や労使関係の安定等をもたらし、効率的な行政運営に寄与するものである。

議会および知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

## 勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次のとおり職員の給与を改定する必要があると認めるので、所要の措置をとられるよう勧告する。

### 1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

期末手当について

#### (1) 令和 2 年 12 月期の支給割合

ア 特定幹部職員（同条例第 21 条第 2 項に規定する職員）以外の職員（再任用職員を除く。）

12 月に支給される期末手当の支給割合を現行の 1.30 月分から 1.25 月分に引き下げる  
ること。

イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

12 月に支給される期末手当の支給割合を現行の 1.10 月分から 1.05 月分に引き下  
げる  
ること。

#### (2) 令和 3 年 6 月期以降の支給割合

ア 特定幹部職員以外の職員（再任用職員を除く。）

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.30 月分から  
1.275 月分に引き下げる  
こと。

イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.10 月分から  
1.075 月分に引き下げる  
こと。

### 2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

期末手当について

#### (1) 令和 2 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を現行の 1.7 月分から 1.65 月分に引き下げる  
こと。

#### (2) 令和 3 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.7 月分から  
1.675 月分に引き下げる  
こと。

### 3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当について

(1) 令和2年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を現行の1.7月分から1.65月分に引き下げること。

(2) 令和3年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の1.7月分から1.675月分に引き下げること。

### 4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)および3の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。

# 参 考 资 料

# 参 考 資 料 目 次

## 1 職員給与関係資料

令和2年職員給与実態調査の概要	18
第1表 部局別、給料表別職員構成	19
第2表 給料表別人員の推移	19
第3表 給料表別、学歴別職員構成	20
第4表 平均給与月額の前年比較	20
第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	21
第6表 給料表別、級別平均経験年数	31
第7表 給料表別年齢構成	32
第8表 扶養手当の支給状況	33
第9表 職員の通勤状況	33
第10表 住居手当の支給状況	35

## 2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	36
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	37
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	37
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	38
第14表 民間における初任給の改定状況	48
第15表 民間における賞与の配分状況	48

## 3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要	49
第16表 費目別、世帯人員別標準生計費	50
第17表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	50

## 4 労働経済関係資料

第18表 労働経済指標	51
-------------	----

# 1 職員給与関係資料

## 令和2年職員給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、令和2年4月1日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

### (2) 調査の範囲

令和2年4月1日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

### (3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

### (4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位:人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,402	25	9	13	299	5	4	92	38	161	64	292	3,404
警察職												1,734	1,734
教育職(一)								1,346	674				2,020
教育職(二)										2,803	1,651		4,454
研究職	242				30							20	292
医療職(一)	152												152
医療職(二)	255										1		256
医療職(三)	786											2	788
福祉職	21												21
合計	3,858	25	9	13	329	5	4	1,438	712	2,964	1,716	2,048	13,121

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員の推移

(単位:職員数 人、指数 %)

給料表		年月									
		H23年4月	H24年4月	H25年4月	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月
行政職	職員数	3,288	3,215	3,336	3,348	3,367	3,360	3,397	3,443	3,459	3,404
	指数	96.6	94.4	98.0	98.4	98.9	98.7	99.8	101.1	101.6	100.0
警察職	職員数	1,655	1,647	1,700	1,710	1,697	1,718	1,724	1,730	1,730	1,734
	指数	95.4	95.0	98.0	98.6	97.9	99.1	99.4	99.8	99.8	100.0
教育職(一)	職員数	2,248	2,247	2,246	2,206	2,200	2,191	2,160	2,134	2,100	2,020
	指数	111.3	111.2	111.2	109.2	108.9	108.5	106.9	105.6	104.0	100.0
教育職(二)	職員数	4,686	4,644	4,637	4,636	4,606	4,578	4,575	4,559	4,538	4,454
	指数	105.2	104.3	104.1	104.1	103.4	102.8	102.7	102.4	101.9	100.0
研究職	職員数	291	286	279	270	275	282	290	283	283	292
	指数	99.7	97.9	95.5	92.5	94.2	96.6	99.3	96.9	96.9	100.0
医療職(一)	職員数	137	137	136	144	144	143	146	152	153	152
	指数	90.1	90.1	89.5	94.7	94.7	94.1	96.1	100.0	100.7	100.0
医療職(二)	職員数	276	282	271	285	282	280	274	272	270	256
	指数	107.8	110.2	105.9	111.3	110.2	109.4	107.0	106.3	105.5	100.0
医療職(三)	職員数	683	691	691	705	718	730	790	839	816	788
	指数	86.7	87.7	87.7	89.5	91.1	92.6	100.3	106.5	103.6	100.0
福祉職	職員数	26	25	24	22	18	19	21	21	21	21
	指数	123.8	119.0	114.3	104.8	85.7	90.5	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	職員数	13,290	13,174	13,320	13,326	13,307	13,301	13,377	13,433	13,370	13,121
	指数	101.3	100.4	101.5	101.6	101.4	101.4	102.0	102.4	101.9	100.0

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人 比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性 別			
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	男		女	
											職員数	比率	職員数	比率
行政職	2,494	73.3	330	9.7	576	16.9	4	0.1	3,404	(100.0)	2,296	67.5	1,108	32.5
警察職	1,072	61.8	24	1.4	638	36.8		0.0	1,734	(100.0)	1,554	89.6	180	10.4
教育職(一)	1,875	92.8	63	3.1	81	4.0	1	0.0	2,020	(100.0)	1,127	55.8	893	44.2
教育職(二)	4,355	97.8	99	2.2		0.0		0.0	4,454	(100.0)	1,981	44.5	2,473	55.5
研究職	281	96.2	9	3.1	1	0.3	1	0.3	292	(100.0)	220	75.3	72	24.7
医療職(一)	152	100.0		0.0		0.0		0.0	152	(100.0)	123	80.9	29	19.1
医療職(二)	185	72.3	71	27.7	0	0.0		0.0	256	(100.0)	109	42.6	147	57.4
医療職(三)	249	31.6	529	67.1	10	1.3		0.0	788	(100.0)	86	10.9	702	89.1
福祉職	13	61.9	8	38.1		0.0		0.0	21	(100.0)	3	14.3	18	85.7
合計	10,676	81.4	1,133	8.6	1,306	10.0	6	0.0	13,121	(100.0)	7,499	57.2	5,622	42.8

(注)「比率」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、これらの合計が合計と一致しない場合がある。

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	令和2年(A) (円)				平成31年(B) (円)				比率 (A)/(B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	327,562	9,500	5,313	342,374	328,764	9,691	5,361	343,816	99.6	98.0	99.1	99.6
警察職	316,237	11,591	4,730	332,558	314,999	11,413	4,708	331,120	100.4	101.6	100.5	100.4
教育職(一)	391,382	9,753	5,651	406,786	391,361	9,778	5,650	406,790	100.0	99.7	100.0	100.0
教育職(二)	367,181	6,683	5,312	379,176	368,419	6,841	5,321	380,580	99.7	97.7	99.8	99.6
研究職	349,391	8,466	5,121	362,978	346,071	8,973	5,074	360,118	101.0	94.3	100.9	100.8
医療職(一)	484,599	15,766	81,886	582,252	482,672	16,264	81,477	580,413	100.4	96.9	100.5	100.3
医療職(二)	309,656	5,666	4,451	319,773	306,887	5,567	4,394	316,848	100.9	101.8	101.3	100.9
医療職(三)	311,999	3,963	4,436	320,399	309,280	3,809	4,395	317,484	100.9	104.0	100.9	100.9
福祉職	321,019	2,857	4,534	328,410	318,660	3,000	4,503	326,163	100.7	95.2	100.7	100.7
合計	350,350	8,491	6,100	364,941	350,694	8,574	6,076	365,344	99.9	99.0	100.4	99.9

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額を含む。

(注) 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」はそれぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

第5表 給料表別、級別、号給別職員構成

給料表 級	号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
		行	1										2		2		2		1	4		1	6		1	1	4	3	1	3	8	52	4
	2			1	1					3	6	4	43	12	5	4	36	11	25	10	27	25	19	10	42	14	22	12	25	24	17		
	3			1		2						1							9	14	10	13	14	15	18	10	18	21	18	11	9	18	
	4																				1						1				1	2	
	5																																
政	6														1													1					
	7	1																															
	8														1						1	8	9	4	4	4	4	4		3	4	3	
職	9				1			3		1	1			1	5	1	1	1				2					1						
	計																																
警	1					12			12	1	1		22	3	1		24	2		1	22	27	7		43	8	1	1	13	1	4		
	2																		1	1	29	3	2	3	26	4	6	3	27	7	9		
	3				2						1				3		3		4		4		2	2	6	3	2	2	7	1	6		
	4															1			1	1		1		3		3	1	1			2		
	5																													2			
察	6																																
	7																																
	8																																
職	9																																1
	計																																
教育職(一)	1																								1								
	2					7			13	5	2	2	9	3	2	3	10	5	2	2	15	2	7	3	10	3	13	5	15	5	14		
	3																																
	4																							3	1		3	2		4		2	
	計																																
教育職(二)	1																																
	2																53			5	50	12	11	7	67	11	12	6	65	13	20		
	3																																
	4																				11	10	37	31	61	37	20	9	9	4	6	3	
	計																																

(單位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	給 料 表 級																			
2	57	4	5		69	16	6	4	56	8	6	4	9	4	9	2	5	1	2	2	2	2		1	1	3				1	行																		
13	25	13	7	5	2	3	1	1	3	3	3			1			1		1									1		2																			
15	14	10	12	24	17	12	16	12	12	15	9	16	16	9	15	13	13	12	8	11	14	15	9	10	13	7	6	10	4	3																			
3	2	3		7	1	4	6	5	8	11	5	5	6	15	19	16	11	9	15	12	9	12	15	11	15	21	27	15	15	4																			
									1				1					2	2	1	4	4	2	4	6	9	5	9	14	5																			
																					1	1			1	1		6	9	15	6	政																	
							1	4	21	2	2	1	4	4		1					1									7																			
1	2	1	1			1								2																8																			
										1																					9	職																	
																	計																																
1	3	3		2	1	1	2	2	1	1	1		2		1		1	1												1																			
3	26	8	10	2	17	4	10	5	17	3	12	3	14	7	5	5	14	5	8	3	6	1	3		1				2																				
2	9	3	11	4	4	1	6	4	9	5	15	7	14	15	18	7	12	6	15	5	8	4	15	6	11	4	4	1	3	3	警																		
2	4	1	4	1	5		4		4	3	11	3	21	4	7	14	10	7	9	13	6	9	7	11	2	5	5	6	2	4																			
		2	1	1	1	1	1		1	3		2	2	6	7	10	4	7	4	4	7	6	4	7	6	13	5	2	6	5																			
													1	1							1			1	1	1		1		6	察																		
																			1		2	1	1	12	2	4	1	3	1	7																			
												1	1	2	2	1					2		2	1	1					8																			
3	3	1	1											1																9	職																		
																	計																																
				1								1		1						1					1			1		1																			
4	10	6	14	7	7	3	9	11	9	10	8	5	8	9	3	8	7	10	15	11	7	15	11	10	5	11	7	17	5	2	教育職																		
																												3	13	3																			
2	3	5	1	4	6	2						1																		4	(一)																		
																	計																																
																															1																		
20	79	13	28	12	63	5	27	16	68	12	33	10	45	17	31	25	32	26	34	29	25	25	23	18	27	23	28	30	28	2	教育職																		
																															3																		
4	3	3		1				1	1																					4	(二)																		
																	計																																

給料表	号給級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90		
		行政職	1					1											1														
2																							1										
3	3		1	1	1		1						2				1							1		1							
4	15		13	17	13	14	16	11	11	11	7	2	8	4	3	8	4	7	5	10	5	9	4	6	6	1	4	2	1	1	2		
5	19		19	20	18	28	22	14	10	13	19	13	14	13	15	13	17	9	21	10	32	26	25	20	29	38	21	21	11	23	22		
6	26		7	15	14	19	12	12	11	8	5	11	12	9	7	14	10	2	3	5	6		2	1	1	1	2			1			
7										2																							
8																																	
9																																	
計																																	
警察職	1																																
	2																																
	3	3	2	2	4		1		1	1	1	1		4	2	1	1	1	2				1	1	2		2	1					
	4	10	14	13	8	7	5	9	6	5	4	3	3	4	2		6	1	2	2	3	3	3	2	1	1	1	3	2	2	2		
	5	4	2	3	6	4	5	6	3	5	3	6	4	4	2	2	6	5	2	4	3	1	1	2	3	4	1	2	4	2	6		
	6	1			2		1	1	1		1	2	3	1	2		3		3	2	1	1	1		2	2	3	1	1	2	5		
	7	2		3		2	1	3	1		1		1		2	1	1		1		1					2							
	8																																
	9																																
	計																																
教育職(一)	1										2	1				1		2		5	3	1	1	1		1		2	2	2	2		
	2	16	9	8	7	9	9	4	5	11	6	18	10	9	11	7	5	15	8	4	3	8	4	14	4	16	8	11	5	18	2		
	3		3	3	4		3	1	1	5	3	2	1			1	1		1	1	1						1						
	4																																
	計																																
教育職(二)	1																																
	2	23	21	21	23	24	19	22	16	23	16	35	10	36	11	25	7	11	9	13	18	32	20	28	20	30	17	24	24	15	16		
	3											1		1	10	62	2	16	10	33	3	14	20	13	12	20	8	4	7	3	4		
	4																																
	計																																

(単位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	号給 級	給料表																	
																															1	行政																
											1																				2																	
			1			1	1	1						1		1															3																	
1	1		1	3	1	1	1	2	3	2	3	2	1	25																	4																	
19	19	307																															5															
1		23																															6															
																																	7															
																																	8															
																																	9															
																																													計			
																																	1	警察														
																																	2															
				1	2			1		1			1				1		1														3															
4		2	3	4		1	1	3	1			1	1		5	1	2		4		1	2	1		3	3	4	4	2	5		4																
5	2	1	4	1	3	3	3	3	3	46																							5															
3	2	40																															6															
																																	7															
																																	8															
																																	9															
																																													計			
			2	2	3		1	1	1		2		2		2	1	1		4			2	2	1	1	1							1	教育職														
15	15	14	12	22	7	20	7	15	8	15	7	17	9	14	9	11	10	22	11		13	18	17	31	16	22	9	17	7	24		2																
																																			3													
																																			4													
																																																計
																																			1	教育職												
18	13	20	11	29	24	21	13	17	14	34	12	32	22	30	25	23	32	29	27		28	23	30	29	29	11	29	15	21	14		2																
2	1	4	1		4	1	4																											3														
																																			4													
																																																計

給料表	号給級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150				
		行政職	1																																
2																																			
3																																			
4																																			
5																																			
6																																			
7																																			
8																																			
9																																			
計																																			
警察職	1																																		
	2																																		
	3																																		
	4	6	2	2	2	4	2	3		12																									
	5																																		
	6																																		
	7																																		
	8																																		
	9																																		
	計																																		
教育職(一)	1																																		
	2	14	24	11	18	17	31	11	27	15	25	14	32	23	36	35	78	42	62	39	59	31	56	27	18	5	3								
	3																																		
	4																																		
	計																																		
教育職(二)	1																																		
	2	29	18	25	13	22	20	26	27	20	23	19	30	23	29	27	36	23	47	28	34	56	62	53	68	63	58	58	78	81	79				
	3																																		
	4																																		
	計																																		

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額を含む。

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用		
																			377	198,226	1	行 政 職	17		
																			483	232,775	2		42		
																			589	290,115	3		32		
																			575	362,323	4				
																			984	389,440	5				
																			276	403,650	6				
																			44	426,582	7				
																			57	453,654	8				
																			19	494,800	9				
																			3,404	327,562	計		91		
																				229	206,920	1	警 察 職		
																				313	246,290	2			
																				319	280,416	3		11	
																				412	349,621	4		15	
																				294	402,766	5		1	
																				94	422,237	6		1	
																				50	434,244	7			
																				13	451,054	8			
																				10	470,480	9			
																			1,734	316,237	計		28		
																				62	306,415	1	教育 職	4	
		1																		1,871	391,022	2		95	
																				48	450,465	3			
																				39	470,980	4 (一)			
																			2,020	391,382	計		99		
																						1	教育 職		
61	84	38	57	35	11	7	4	2	1											3,943	358,844	2		205	
																					260	425,807		3	
																					251	437,412		4 (二)	2
																			4,454	367,181	計		207		

給料表	等級																															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
研究職	1																															
	2				4		1	4				4	3			4	2				3	2	2	1	5	1	2	1	4	1	2	
	3								1	1		3	3						6	5	2		5	1	6	4	1	4		2	2	
	4																															
	5																										1	1	1	1		
	計																															
医療職(一)	1	2			2			2																								
	2			2			7	2			5			1	2	1																
	3			4	1		6	2			4	1	1	1	3	1	1			1	1	1	1	1	2	2				3		
	4																								1			1		1		
	計																															
医療職(二)	1																															
	2						2		1		2				7	2	2	1	7						5	2		1	7	1	1	
	3																			3		2	1	2	1	8		5	2		2	3
	4																								3		8	5	3	4		
	5				1																								1		2	
	6																															
	7																											1	2			
計																																
医療職(三)	1																															
	2									10				13	2	6		15	5	7	2	29	9	9	10	32	11	5	3	12		
	3												2	5	1	4	5	3	1	7	3	5	5	7	4	3	3	10	5	3		
	4																3	3	1	4	1	2	5	3	4	4	4	2	5	9		
	5																1	7	4	5	5	5	8	5	4	5	12	1		8		
	6																															
	7																															
計																																
福祉職	1																					1										
	2																										1					
	3																															
	4																											1				
	5																															
	6																															
計																																

(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号級	給料表		
																															1	研究職	
1	6	1	2	1	6	3	1	1	5	1	2		1																	2			
1		2	2	1	1	2	1	1	1	1	1			2	1	1	2				1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	3		
																2					1	1	1	2	3		4	1		4			
																															5		
																															1	医療職 (一)	
																															2		
1	4	3	2		1					3	1	1					1	2	1	1				1	1	1				3			
	1	1		1		1	3		1		2	2	2	2	2			6	1		1	2	1			2	1	1		4			
																															1	医療職 (二)	
	6	2				2																									2		
4	2	5	3	5	5	2	5		2					1																	3		
3	1	2	3		1			3	2	4		1	2																		4		
	1	1		1	3	2	1	1	1	3	1	1	1	1					2		1			2	3				1	5			
												1					2			2		1							1	6			
																															7		
																															1	医療職 (三)	
7	10	3	12	6	3	4	1	1		2							1					1	1	1	1	1	1	1		2			
2	1	1	2	3	1	1	2	1	1	4		3		1		1		1													3		
3	5	2	1	2	2	4	2	3		2	1	3		2	2	1			1	1	1			1						4			
6	7	6	8	4	1	4	5	2	4	3	9	4	3	2		2	1		3	2	1	5	2	4	1	3	5	1	3	5			
												1	12	2	1	1	1			2		1	1								6		
		1																													7		
					2																										1	福祉職	
			4		1		1		1											1											2		
								1		1							1														3		
																																	4
																																	5
																																	6

給料表 級	給料表																														
	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
研究職	1																														
	2																														
	3		1	1		1	2		3	1	1	3		2	5	1	2	6	2	2	1	4	4	6	1		1	4	43		
	4	1	1	1	2	1	1	3	2	1	3	1			2				1	1											
	5																														
	計																														
医療職 (一)	1																														
	2																														
	3		1																	1											
	4		2		1	2	1	2	2	2	1	4	2	1	2	2			2	1		1									
	5																														
	計																														
医療職 (二)	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5	1	2	1			1		3	1		2	1		1		2	4	2		3	2		1		28					
	6							1																							
	7																														
	計																														
医療職 (三)	1																														
	2	1																												1	
	3																														
	4													1							1										
	5	3	1	2	1	3	2	2	4	1	4	3	3	4	3	1	8	2		5	2	7		3	5	4	4	3	7	4	
	6																														
	7																														
	計																														
福祉職	1																														
	2																														
	3																														
	4	1			1			1																1							
	5																														
	6																														
	計																														

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額を含む。

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 ~	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用	
																						1			
																					78	254,291	2	研	4
																					174	372,541	3	究	1
																					36	430,536	4	職	
																					4	466,525	5		
																					292	349,391	計		5
																					6	259,333	1		
																					20	361,335	2	医	
																					62	462,859	3	療	
																					64	565,300	4	(一)	
																					152	484,599	計		
																						1			
																					51	225,132	2		2
																					63	267,983	3	医	1
																					45	301,749	4	療	
																					86	381,173	5	職	
																					8	409,313	6	(二)	
																					3	424,467	7		
																					256	309,656	計		3
																						1			
																					238	236,000	2		1
																					101	273,779	3	医	2
																					91	307,404	4	療	
6	3	64																			335	371,462	5	職	
																					22	417,468	6	(三)	
																					1	438,100	7		
																					788	311,999	計		3
																					3	226,667	1		
																					9	289,111	2	福	
																					3	345,400	3		
																					6	403,866	4	社	
																							5		
																							6	職	
																					21	321,019	計		

第6表 給料表別、級別平均経験年数

(単位:年)

給料表 \ 級		1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
行政職	男	2.4	6.7	14.0	24.4	28.9	31.4	32.4	34.3	33.8	20.8
	女	2.7	7.3	15.4	23.9	30.0	30.8	30.0	36.2	40.5	18.5
	計	2.6	6.9	14.5	24.2	29.3	31.3	32.4	34.5	34.5	20.1
警察職	男	3.0	6.2	11.6	20.2	26.9	31.6	32.6	36.9	37.5	16.9
	女	2.3	7.4	11.8	17.6	21.0	25.0				9.3
	計	2.8	6.4	11.6	19.9	26.8	31.5	32.6	36.9	37.5	16.1
教育職(一)	男	14.5	22.6	33.5	35.2						23.1
	女	17.5	21.6	32.6	34.8						21.7
	計	15.7	22.1	33.3	35.1						22.5
教育職(二)	男		17.4	32.1	35.1						20.5
	女		18.8	31.4	35.1						19.5
	計		18.2	31.9	35.1						20.0
研究職	男		5.8	21.4	33.2	36.3					19.4
	女		4.2	19.7	32.0	36.0					15.7
	計		5.3	21.0	33.1	36.3					18.5
医療職(一)	男	3.0	7.4	16.0	31.3						21.3
	女	3.0	8.0	15.2	28.9						17.6
	計	3.0	7.5	15.8	31.0						20.6
医療職(二)	男		4.5	10.0	13.2	26.6	35.3	34.3			15.8
	女		4.6	10.8	13.5	26.3	32.2				16.4
	計		4.5	10.5	13.4	26.4	33.4	34.3			16.2
医療職(三)	男		5.6	9.8	14.6	19.3	36.5				12.1
	女		5.0	10.7	14.4	25.8	36.8	37.0			16.9
	計		5.1	10.5	14.4	25.3	36.7	37.0			16.4
福祉職	男		13.0		34.0						20.0
	女	3.0	9.7	17.7	24.6						14.1
	計	3.0	10.4	17.7	26.2						14.9

第7表 給料表別年齢構成

(単位:人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	計
行政職	男	2	122	245	260	232	279	374	399	383	2,296
	女	2	92	147	148	122	153	201	167	76	1,108
	計	4	214	392	408	354	432	575	566	459	3,404
警察職	男	14	162	229	259	268	180	139	106	197	1,554
	女	11	44	35	39	23	18	10			180
	計	25	206	264	298	291	198	149	106	197	1,734
教育職(一)	男		17	88	104	118	130	167	201	302	1,127
	女		25	69	75	97	136	195	159	137	893
	計		42	157	179	215	266	362	360	439	2,020
教育職(二)	男		72	255	243	212	227	193	313	466	1,981
	女		150	312	289	263	327	310	389	433	2,473
	計		222	567	532	475	554	503	702	899	4,454
研究職	男		8	21	39	25	25	34	35	33	220
	女		4	13	12	10	6	15	9	3	72
	計		12	34	51	35	31	49	44	36	292
医療職(一)	男			6	21	18	16	18	18	26	123
	女		1	1	6	9	1	6		5	29
	計		1	7	27	27	17	24	18	31	152
医療職(二)	男		3	17	32	17	10	9	11	10	109
	女		2	23	37	27	18	12	15	13	147
	計		5	40	69	44	28	21	26	23	256
医療職(三)	男		2	26	14	21	15	3	2	3	86
	女		50	138	95	127	84	75	54	79	702
	計		52	164	109	148	99	78	56	82	788
福祉職	男				1		1			1	3
	女		1	2	5	4	2	3	1		18
	計		1	2	6	4	3	3	1	1	21
合計	男	16	386	887	973	911	883	937	1,085	1,421	7,499
	女	13	369	740	706	682	745	827	794	746	5,622
	計	29	755	1,627	1,679	1,593	1,628	1,764	1,879	2,167	13,121

第8表 扶養手当の支給状況

(1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

扶養親族数	区分	該 当 職 員 数	うち扶養親族たる 配偶者を有するもの
1 人		1,679	447
2 人		1,951	466
3 人		1,177	618
4 人		311	238
5 人		41	34
6 人以上		10	9
計		5,169	1,812

(2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	全給料表
平均扶養 親族数	0.9	1.2	0.9	0.6	0.9	1.7	0.6	0.4	0.2	0.8

第9表 職員の通勤状況

(1) 通勤方法

(単位：人)

区分 部局	職員数	交通機関 等利用者 (A)	交 通 用 具 使 用 者				併用者 (C)	(A)+(B)+(C)
			自転車	原動機付 自転車等		小計 (B)		
				自動車				
知事部局	3,858	421	203	4	2,210	2,417	185	3,023
各種委員会	385	47	24	1	240	265	26	338
県立学校	2,150	9	12	1	1,953	1,966	6	1,981
小・中学校	4,680	6	9	1	4,027	4,037	5	4,048
警察本部	2,048	109	55	2	1,401	1,458	46	1,613
計	13,121	592	303	9	9,831	10,143	268	11,003

(2) 交通用具使用者（併用者を除く。）の通勤距離別分布

(単位：人)

区分(km)	交通用具	部局					計
		知事部局	各種委員会	県立学校	小・中学校	警察本部	
2以上 3未満	自転車	123	18	7		26	174
	原動機付自転車	1	1				2
	自動車	158	7	106	375	163	809
3～4	自転車	50	5		2	23	80
	原動機付自転車	2			1	1	4
	自動車	206	18	143	391	140	898
4～5	自転車	13		3	3	2	21
	原動機付自転車					1	1
	自動車	166	24	148	352	117	807
5～6	自転車	9			2		11
	原動機付自転車	1					1
	自動車	115	19	140	383	111	768
6～8	自転車	4		1	1		6
	原動機付自転車			1			1
	自動車	212	23	193	578	152	1,158
8～10	自転車	1		1	1		3
	原動機付自転車						
	自動車	188	15	175	470	127	975
10～12	自転車		1				1
	原動機付自転車						
	自動車	131	24	184	354	89	782
12～14	自転車	1				2	3
	原動機付自転車						
	自動車	121	20	139	243	102	625
14～16	自転車	1					1
	原動機付自転車						
	自動車	124	17	130	214	55	540
16～18	自転車					1	1
	原動機付自転車						
	自動車	115	16	116	155	47	449
18～20	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	81	12	72	120	61	346
20～22	自転車	1					1
	原動機付自転車						
	自動車	92	12	70	100	37	311
22～24	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	67	5	62	84	27	245
24～26	自転車					1	1
	原動機付自転車						
	自動車	41	9	48	58	36	192
26～28	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	39	5	39	39	44	166
28～30	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	68	1	41	30	26	166

区分(km)	知事部局	各種委員会	県立学校	小・中学校	警察本部	計
30～32	58	5	30	27	11	131
32～34	39	2	17	20	14	92
34～36	27		25	7	6	65
36～38	20	3	14	4	4	45
38～40	17		8	6	6	37
40～42	14		10	4	4	32
42～44	27	1	11	6	1	46
44～46	17	1	12	2	5	37
46～48	8		3	2	3	16
48～50	9		3		3	15
50～52	3		2		1	6
52～54	3		2		1	6
54～56	6		1	2	2	11
56～58	4		2		2	8
58～60	6		2	1	1	10
60～	28	1	5		3	37
計	203	24	12	9	55	303
	4	1	1	1	2	9
	2,210	240	1,953	4,027	1,401	9,831

第 10 表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人、手当額 円)

区分 給料表	受給者数	(内 訳)			借家・借間に 係る受給者 一人当たり 平均手当額
		借 家 ・ 借 間			
		手当額 11,000円 以下の受給者	手当額 11,000円超 28,000円未満の 受給者	手当額 28,000円の 受給者	
行政職	509	2	323	184	25,476
警察職	207	4	148	55	25,112
教育職(一)	288	1	179	108	25,903
教育職(二)	727	2	547	178	25,226
研究職	76		52	24	25,151
医療職(一)	50		13	37	27,398
医療職(二)	42		29	13	25,905
医療職(三)	168		120	48	25,551
福祉職	4		3	1	26,375
計	2,071	9	1,414	648	25,462

## 2 民間給与関係資料

## 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、令和2年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査機関

本委員会および人事院

### (3) 調査の範囲

#### ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 398 事業所  
なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

#### イ 調査対象職種

54 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 32 職種）

### (4) 調査対象の抽出

#### ア 標本事業所の抽出

上記（3）の ア に記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により10層に層化し、統計的手法に則って各層から112事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。  
調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

#### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

#### ウ 調査実人員

初任給関係 205 人（うち行政職に相当する調査実人員 195 人）、初任給関係以外の調査職種 3,205 人（うち行政職に相当する調査実人員 3,118 人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、18,655 人であり、行政職に相当するものは 17,445 人である。

### (5) 集 計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	101	31	50	20
農業、林業、漁業	0	0	0	0
鉱業、建設業	12	4	3	5
製造業	49	11	27	11
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	16	7	7	2
卸売・小売業	8	4	4	0
金融・保険業、不動産業	1	1	0	0
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	15	4	9	2

(注) 1 上記のほか、調査不能等の事業所が11事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

第 12 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	197,263	208,235	193,708	—
	短 大 卒	178,000	—	178,000	—
	高 校 卒	168,586	170,977	166,452	171,843
新 卒 技 術 者	大 学 卒	205,744	200,433	206,796	212,250
	短 大 卒	182,405	181,600	191,267	—
	高 校 卒	171,622	168,808	175,016	200,000
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	201,759	203,926	199,965	212,250
	短 大 卒	180,537	181,600	183,937	—
	高 校 卒	170,798	169,053	170,630	183,910

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長	5	54.1	790,564	0	790,564	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	53.3	809,825	0	809,825	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	工場長	4	57.1	743,422	0	743,422	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	57.1	743,422	0	743,422	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	75	51.7	515,940	2,808	513,132	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	39	51.1	527,278	2,407	524,871	
	短大卒	14	51.1	489,903	8,377	481,526	
	高校卒	22	52.9	514,734	0	514,734	
	技術部長	77	53.2	604,727	12,563	592,164	同上
	大学卒	48	52.6	648,875	16,480	632,395	
	短大卒	8	53.1	518,885	6,126	512,759	
	高校卒	21	54.4	538,481	6,301	532,180	
	事務部次長	38	52.1	514,528	1,783	512,745	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長-課長間)
	大学卒	21	52.3	545,190	433	544,757	
	短大卒	10	52.0	509,884	1,149	508,735	
	高校卒	7	51.7	437,939	6,456	431,483	
	技術部次長	38	50.6	553,146	20,609	532,537	同上
大学卒	15	50.6	613,581	21,548	592,033		
短大卒	8	51.0	546,300	9,180	537,120		
高校卒	15	50.4	495,935	25,707	470,228		
事務課長	211	49.8	447,190	3,858	443,332	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	
大学卒	114	48.4	452,275	2,351	449,924		
短大卒	28	50.0	442,765	3,561	439,204		
高校卒	69	52.0	440,925	6,442	434,483		
技術課長	264	50.5	542,283	13,556	528,727	同上	
大学卒	116	47.7	557,734	7,309	550,425		
短大卒	29	50.7	559,251	19,778	539,473		
高校卒	119	53.1	522,654	18,144	504,510		

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務・技術関係職種	事務課長代理	89	47.1	448,484	12,993	435,491	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職</li> <li>中間職(課長一係長間)</li> </ul>	
	大学卒	54	46.5	462,442	13,675	448,767		
	短大卒	16	46.9	430,386	11,534	418,852		
	高校卒	19	48.9	425,714	12,346	413,368		
	技術課長代理	64	46.6	434,062	45,138	388,924		同上
	大学卒	44	43.6	439,980	46,554	393,426		
	短大卒	4	52.2	396,045	8,379	387,666		
	高校卒	16	52.4	427,649	49,232	378,417		
	事務係長	158	44.7	396,712	46,216	350,496		<ul style="list-style-type: none"> <li>係の長</li> <li>係長級専門職</li> </ul>
	大学卒	67	41.6	371,543	35,845	355,698		
	短大卒	16	45.3	328,148	34,210	293,938		
	高校卒	75	47.5	437,083	58,813	378,270		
	中学卒	-	-	-	-	-		-
	技術係長	308	47.0	535,466	96,941	438,525		同上
	大学卒	107	42.2	554,196	112,550	441,646		
	短大卒	35	45.0	544,031	103,928	440,103		
	高校卒	165	50.8	521,666	84,906	436,760		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	事務主任	165	41.9	308,188	22,447	285,741		<ul style="list-style-type: none"> <li>係長等のいる事業所における主任</li> <li>係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者</li> <li>係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任</li> <li>中間職(係長一係員間)</li> </ul>
	大学卒	82	39.5	317,855	20,021	297,834		
	短大卒	30	43.1	293,330	16,755	276,575		
	高校卒	52	45.2	301,405	29,358	272,047		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	技術主任	216	40.2	460,970	79,535	381,435		同上
	大学卒	49	38.3	338,435	33,718	304,717		
	短大卒	31	41.3	500,707	90,939	409,768		
	高校卒	136	40.5	491,575	91,704	399,871		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	681	36.1	296,690	27,072	269,618			
大学卒	307	32.7	292,366	25,835	266,531			
短大卒	114	42.4	281,542	16,473	265,069			
高校卒	260	37.7	308,411	33,037	275,374			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係員	725	30.6	341,808	55,042	286,766			
大学卒	253	27.4	304,664	48,545	256,119			
短大卒	95	30.9	362,074	63,445	298,629			
高校卒	376	32.5	361,255	57,259	303,996			
中学卒	x	x	x	x	x			

- (注) 1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)
- 2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

## (2)規模 500 人以上(企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
支店長	5	54.1	790,564	0	790,564	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	4	53.3	809,825	0	809,825		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	x	x	x	x	x		
工場長	2	63.0	874,918	0	874,918	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	2	63.0	874,918	0	874,918		
短大卒	-	-	-	-	-		
事務部長	31	52.2	534,192	140	534,052	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	21	52.3	541,967	199	541,768		
短大卒	2	54.3	457,938	0	457,938		
高校卒	8	51.4	530,412	0	530,412		
事務・ 技術 関係 職種	技術部長	34	54.8	733,841	0	733,841	同上
	大学卒	28	54.6	736,806	0	736,806	
	短大卒	3	54.4	761,867	0	761,867	
	高校卒	3	57.0	678,401	0	678,401	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	13	52.9	580,889	0	580,889	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長-課長間)
	大学卒	9	53.4	584,731	0	584,731	
	短大卒	2	49.3	488,207	0	488,207	
	高校卒	2	54.2	657,654	0	657,654	
	技術部次長	11	52.4	687,939	0	687,939	同上
	大学卒	6	53.5	758,975	0	758,975	
	短大卒	2	55.2	651,903	0	651,903	
	高校卒	3	44.7	497,307	0	497,307	
事務課長	85	50.8	489,939	5,031	484,908	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
大学卒	56	49.6	471,614	3,209	468,405		
短大卒	8	51	442,784	12,877	429,907		
高校卒	21	54.2	562,170	7,215	554,955		
技術課長	178	51.8	616,721	13,579	603,142	同上	
大学卒	79	48.8	633,499	3,684	629,815		
短大卒	17	52.1	698,069	33,195	664,874		
高校卒	82	54.7	583,417	19,213	564,204		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務・ 技術関係 職種	事務課長代理	37	47.9	496,799	28,454	468,345	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職</li> <li>中間職(課長一係長間)</li> </ul>
	大学卒	22	46.0	479,858	32,125	447,733	
	短大卒	7	51.8	535,036	30,612	504,424	
	高校卒	8	49.3	506,611	17,378	489,233	
	技術課長代理	30	45.5	453,174	34,526	418,648	同上
	大学卒	21	43.2	443,641	29,208	414,433	
	短大卒	2	50.5	424,723	28,395	396,328	
	高校卒	7	50.1	481,045	48,243	432,802	
	事務係長	90	45.2	469,591	58,660	410,931	<ul style="list-style-type: none"> <li>係の長</li> <li>係長級専門職</li> </ul>
	大学卒	39	40.9	405,742	42,510	363,232	
	短大卒	4	48.1	397,036	33,624	363,412	
	高校卒	47	48.4	528,493	74,091	454,402	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	229	48.3	587,004	110,595	476,409	同上
	大学卒	73	43.1	639,062	140,517	498,545	
	短大卒	21	47.8	631,797	119,705	512,092	
	高校卒	135	51.3	550,420	92,037	458,383	
	事務主任	88	41.2	336,259	24,790	311,469	<ul style="list-style-type: none"> <li>係長等のいる事業所における主任</li> <li>係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者</li> <li>係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任</li> <li>中間職(係長一係員間)</li> </ul>
	大学卒	49	38.6	342,635	23,208	319,427	
	短大卒	12	45.6	320,932	20,064	300,868	
	高校卒	26	45.2	330,085	29,145	300,940	
中学卒	x	x	x	x	x		
技術主任	179	40.4	495,971	91,379	404,592	同上	
大学卒	22	39.5	403,215	50,208	353,007		
短大卒	27	40.9	525,556	94,676	430,880		
高校卒	130	40.4	501,658	95,755	405,903		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	342	36.0	323,503	36,704	286,799		
大学卒	132	31.7	297,636	26,505	271,131		
短大卒	57	43.7	310,204	27,503	282,701		
高校卒	153	37.2	348,281	47,657	300,624		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	562	29.8	348,636	58,209	290,427		
大学卒	179	26.6	305,746	50,074	255,672		
短大卒	66	30.0	381,935	71,239	310,696		
高校卒	317	31.7	367,186	60,175	307,011		
中学卒	-	-	-	-	-		

(3) 規模 100 人以上 500 人未満(企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	支店長	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-		
	工場長	2	52.0	629,205	0	629,205	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	52.0	629,205	0	629,205	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	35	52.3	508,414	5,050	503,364	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	15	51.0	516,200	5,076	511,124	
	短大卒	10	52.9	503,337	11,327	492,010	
	高校卒	10	53.4	502,979	0	502,979	
	技術部長	28	51.1	525,036	5,676	519,360	同上
	大学卒	13	49.4	560,372	2,486	557,886	
	短大卒	3	51.0	408,667	0	408,667	
	高校卒	12	53.2	508,659	10,753	497,906	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	24	51.6	497,897	2,396	495,501	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長-課長間)
	大学卒	11	51.3	537,014	679	536,335	
	短大卒	8	52.3	512,776	1,302	511,474	
	高校卒	5	51.2	390,081	7,862	382,219	
技術部次長	17	49.5	514,055	10,734	503,321	同上	
大学卒	5	50.9	566,754	2,955	563,799		
短大卒	6	50.1	525,821	10,961	514,860		
高校卒	6	47.5	455,123	17,387	437,736		
事務課長	110	49.5	432,429	3,538	428,891	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
大学卒	53	47.8	445,074	1,472	443,602		
短大卒	16	50.7	455,562	1,571	453,991		
高校卒	41	51.3	404,928	7,216	397,712		
技術課長	66	47.9	419,456	9,697	409,759	同上	
大学卒	31	45.7	425,884	9,851	416,033		
短大卒	9	50.3	428,252	1,097	427,155		
高校卒	26	49.6	408,525	12,666	395,859		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務・ 技術 関係 職種	事務課長代理	49	47.2	434,060	7,084	426,976	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職</li> <li>中間職(課長一係長間)</li> </ul>	
	大学卒	32	46.7	456,209	7,073	449,136		
	短大卒	7	46.3	394,748	4,404	390,344		
	高校卒	10	49.2	394,330	8,947	385,383		
	技術課長代理	28	46.4	413,081	36,265	376,816		同上
	大学卒	20	43.6	423,867	38,027	385,840		
	短大卒	2	52.9	384,039	0	384,039		
	高校卒	6	53.2	389,194	42,018	347,176		
	事務係長	59	44.6	334,495	35,529	298,966		<ul style="list-style-type: none"> <li>係の長</li> <li>係長級専門職</li> </ul>
	大学卒	25	42.7	335,914	27,144	308,770		
	短大卒	9	46.1	323,318	38,379	284,939		
	高校卒	25	45.9	337,086	43,163	293,923		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	51	42.5	358,886	37,981	320,905	同上	
	大学卒	25	39.3	342,094	35,491	306,603		
	短大卒	6	37.8	333,867	38,775	295,092		
	高校卒	19	48.4	384,066	38,776	345,290		
	事務主任	65	43.0	287,452	21,571	265,881	<ul style="list-style-type: none"> <li>係長等のいる事業所における主任</li> <li>係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者</li> <li>係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任</li> <li>中間職(係長一係員間)</li> </ul>	
	大学卒	27	41.4	290,246	18,095	272,151		
	短大卒	14	42.5	283,937	12,170	271,767		
	高校卒	24	45.0	286,395	30,993	255,402		
	技術主任	33	38.9	295,427	20,908	274,519		同上
	大学卒	26	37.7	295,930	22,434	273,496		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	6	43.2	276,822	5,421	271,401		
	事務係員	289	35.8	278,651	20,688	257,963		
	大学卒	159	33.2	292,495	27,108	265,387		
短大卒	46	41.9	267,458	7,860	259,598			
高校卒	84	37.5	256,309	14,785	241,524			
技術係員	122	35.0	297,590	32,752	264,838			
大学卒	58	30.6	286,467	35,595	250,872			
短大卒	22	33.2	270,619	31,870	238,749			
高校卒	41	40.7	322,013	30,239	291,774			
中学卒	x	x	x	x	x			

(4) 規模 100 人未満(企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
工場長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
事務部長	9	48.2	506,231	0	506,231	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	3	46.3	513,284	0	513,284	
短大卒	2	41.5	448,315	0	448,315	
高校卒	4	53.0	529,900	0	529,900	
技術部長	15	54.2	540,436	45,504	494,932	同上
大学卒	7	52.7	560,946	92,028	468,918	
短大卒	2	54.5	444,928	19,186	425,742	
高校卒	6	55.8	548,343	0	548,343	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	x	x	x	x	x	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長-課長間)
大学卒	x	x	x	x	x	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	10	51.2	529,348	49,227	480,121	同上
大学卒	4	47.3	524,980	65,115	459,865	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	6	53.8	532,261	38,635	493,626	
事務課長	16	48.5	395,374	1,849	393,525	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	5	45.4	378,834	5,000	373,834	
短大卒	4	45.5	386,491	0	386,491	
高校卒	7	52.4	412,265	656	411,609	
技術課長	20	49.9	441,732	26,277	415,455	同上
大学卒	6	47.5	467,085	31,217	435,868	
短大卒	3	45.7	374,483	21,056	353,427	
高校卒	11	52.4	446,244	25,006	421,238	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務・ 技術関係 職種	事務課長代理	3	41.0	366,513	8,613	357,900	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職</li> <li>中間職(課長-係長間)</li> </ul>	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	2	39.5	354,300	0	354,300		
	高校卒	x	x	x	x	x		
	技術課長代理	6	49.8	483,631	116,154	367,477		同上
	大学卒	3	45.3	535,158	165,641	369,517		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	3	54.3	432,103	66,667	365,436		
	事務係長	9	43.1	340,408	37,023	303,385		<ul style="list-style-type: none"> <li>係の長</li> <li>係長級専門職</li> </ul>
	大学卒	3	38.3	389,881	54,449	335,432		
	短大卒	3	40.7	287,282	22,154	265,128		
	高校卒	3	50.3	344,061	34,466	309,595		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	28	46.0	501,504	111,430	390,074		同上
	大学卒	9	43.7	525,537	123,748	401,789		
	短大卒	8	44.6	517,670	120,796	396,874		
	高校卒	11	48.8	470,084	94,540	375,544		
	事務主任	12	39.3	286,049	16,068	269,981		<ul style="list-style-type: none"> <li>係長等のいる事業所における主任</li> <li>係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者</li> <li>係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任</li> <li>中間職(係長-係員間)</li> </ul>
	大学卒	6	35.7	298,104	10,358	287,746		
	短大卒	4	40.8	277,496	26,807	250,689		
	高校卒	2	47.5	266,990	11,719	255,271		
	技術主任	4	41.8	364,634	68,701	295,933		同上
	大学卒	x	x	x	x	x		
	短大卒	3	43.7	339,178	67,602	271,576		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係員	50	39.0	258,168	12,604	245,564		
大学卒	16	34.1	253,904	6,231	247,673			
短大卒	11	40.0	239,869	15,651	224,218			
高校卒	23	41.9	269,886	15,581	254,305			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係員	41	35.0	316,046	49,025	267,021			
大学卒	16	32.3	347,949	62,958	284,991			
短大卒	7	41.1	310,295	28,089	282,206			
高校卒	18	35.2	289,924	44,781	245,143			
中学卒	-	-	-	-	-			

2 その他の職種

規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
技能・ 職種 労働 関係	電話交換手	-	-	-	-	-
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-
	守衛	7	52.3	275,890	49,103	226,787
	用務員	-	-	-	-	-
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長
	研究部(課)長	-	-	-	-	2室(係)以上または構成員7人以上の部 (課)の長
	研究室(係)長	3	57.3	590,691	0	590,691 構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	x	x	x	x	x 下記の研究員より上位の者(研究所長の職 名を有する者、上記の研究部(課)長およ び研究室(係)長を除く。)
	研究員	20	42.6	495,887	42,811	453,076
研究補助員	x	x	x	x	x	
医療 関係 職種	病院長	-	-	-	-	部下に医師または歯科医師5人以上
	副院長	-	-	-	-	上記の院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	-	-	-	-	部下に医師または歯科医師1人以上
	医師	-	-	-	-	
	歯科医師	-	-	-	-	
	薬局長	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	-	-	-	-	
	診療放射線技師	-	-	-	-	
	臨床検査技師	-	-	-	-	
	栄養士	-	-	-	-	
	理学療法士	-	-	-	-	
	作業療法士	-	-	-	-	
	総看護師長	-	-	-	-	部下に看護師長5人以上
看護師長	-	-	-	-	部下に看護師または准看護師5人以上	
看護師	-	-	-	-		
准看護師	-	-	-	-		
教育 関係 職種	大学 学長	-	-	-	-	
	大学 教授	-	-	-	-	
	大学 准教授	-	-	-	-	
	大学 講師	-	-	-	-	
	大学 助教	-	-	-	-	
	大学 助手	-	-	-	-	
	高校 校長	x	x	x	x	x
	高校 教頭	2	40.2	519,720	0	519,720
高校 教諭	52	40.2	391,949	564	391,385	

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長、 部長、部次長	—	—
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級			支店長、工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

第 14 表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目	採用あり	初任給の改定状況		
			増 額	据置き	減 額
			大 学 卒	37.0	(23.3)
高 校 卒	34.6	(34.6)	(65.4)	(0.0)	

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。  
 2 ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第 15 表 民間における賞与の配分状況

(単位：%)

課 長 級		係 員 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
41.8	58.2	46.5	53.5

### 3 生計費関係資料

## 標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

### （1）標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服および履物
雑費Ⅰ	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

### （2）費用別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和元年5月から令和2年4月までの費目別平均支出金額（世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

### （参考）費用別、世帯人員別生計費換算乗数

平成31年1月～令和元年12月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費用別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第16表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 福井市

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	25,410 円	40,680 円	52,850 円	65,020 円	77,180 円
住居関係費	41,270	44,490	40,020	35,550	31,080
被服・履物費	1,580	5,080	5,770	6,460	7,150
雑費 I	23,880	30,750	41,580	52,410	63,250
雑費 II	6,950	20,140	23,460	26,790	30,110
合計	99,090	141,140	163,680	186,230	208,770

その2 全国

【令和2年人事院勧告 参考資料より】

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	24,360 円	39,000 円	50,660 円	62,330 円	74,000 円
住居関係費	49,360	53,220	47,870	42,520	37,170
被服・履物費	1,130	3,630	4,120	4,610	5,110
雑費 I	28,830	37,120	50,200	63,270	76,350
雑費 II	6,930	20,070	23,380	26,690	30,010
合計	110,610	153,040	176,230	199,420	222,640

第17表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.483	0.628	0.773	0.917
住居関係費	0.976	0.878	0.780	0.682
被服・履物費	0.507	0.575	0.644	0.713
雑費 I	0.286	0.387	0.488	0.588
雑費 II	0.402	0.468	0.535	0.601

## 4 労働経済関係資料

第18表 労働経済指標

項目		年月		令和元年									令和2年				
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
民間給与・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全産業	現金給与総額	全国	金額(円)	311,069	311,733	558,795	425,502	306,687	305,025	305,768	323,586	686,624	306,927	298,574	317,820	307,795
			前年同月比(%)	0.1	0.1	1.1	△2.2	0.2	0.5	△0.2	0.0	△0.5	0.7	0.7	△0.1	△0.1	
		福井県	金額(円)	290,192	277,872	544,524	379,914	280,961	288,104	279,157	307,088	662,482	279,745	277,281	295,980	295,245	
			前年同月比(%)	△0.8	△1.7	6.0	△5.4	△3.6	△1.2	△0.2	1.2	△0.8	△0.4	△0.9	△1.7	1.6	
	業	きまって支給する給与	全国	金額(円)	299,489	294,772	297,628	296,427	295,936	295,976	298,384	297,698	297,130	293,104	293,657	294,270	295,762
			前年同月比(%)	0.3	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1	0.1	△0.4	△0.2	0.4	0.3	△0.4	△1.2	
		福井県	金額(円)	282,931	276,324	279,375	281,784	277,097	279,239	278,520	279,824	279,506	275,434	274,483	273,183	273,572	
			前年同月比(%)	0.3	△1.4	△0.8	1.4	△0.5	0.4	△0.3	0.2	1.5	△1.1	△1.1	△3.4	△3.3	
	製造業	きまって支給する給与	全国	金額(円)	332,272	326,648	331,547	331,478	328,977	329,800	330,878	331,244	331,055	320,437	324,508	324,757	323,140
			前年同月比(%)	0.6	0.5	0.6	0.7	0.7	0.2	△0.2	△0.6	0.0	△1.0	△1.2	△1.6	△2.8	
		福井県	金額(円)	289,994	280,188	284,798	283,642	282,148	283,482	284,905	287,382	282,641	285,654	290,252	288,941	285,683	
			前年同月比(%)	△2.5	△3.8	△3.0	△2.6	△1.8	△2.8	△3.1	△1.5	△1.8	1.0	2.0	2.2	△1.6	
全産業	総実労働時間数	全国	(時間)	148.7	141.4	147.4	150.1	141.6	138.2	146.5	147.5	145.0	137.7	139.8	142.1	143.9	
			うち所定外労働時間数(時間)	13.1	12.4	12.3	12.3	11.6	10.5	12.6	12.6	12.3	11.8	12.1	11.9	10.6	
		福井県	(時間)	157.5	146.9	157.5	160.7	148.5	151.8	154.6	156.5	152.7	140.7	147.1	150.7	150.2	
			うち所定外労働時間数(時間)	13.3	12.8	12.8	12.7	11.9	12.8	12.9	13.0	11.7	9.8	10.2	11.4	10.0	
生計費 (総務省家計調査)	消費支出(全世帯)	全国 (集計世帯数 7,616)	金額(円)	301,136	300,901	276,882	288,026	296,327	300,609	279,671	278,765	321,380	287,173	271,735	292,214	267,922	
			前年同月比(%)	2.3	7.0	3.5	1.6	1.3	10.8	△3.7	△0.8	△2.4	△3.1	0.2	△5.5	△11.0	
		福井市 (集計世帯数 95)	金額(円)	284,358	273,374	282,124	269,261	343,420	285,013	290,123	251,793	302,567	274,472	254,456	255,483	230,869	
			前年同月比(%)	8.2	0.5	17.9	0.3	3.0	10.2	△17.3	△19.0	△8.3	0.9	△18.9	△6.1	△18.8	
消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比(%)	0.9	0.7	0.7	0.5	0.3	0.2	0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1		
	福井市	前年同月比(%)	0.9	0.9	1.0	0.6	0.7	0.8	0.5	1.3	1.4	1.4	0.7	0.6	0.2		
完全失業率 (総務省)	全国	(%)	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.4	2.4	2.2	2.2	2.4	2.4	2.5	2.6		
	福井県	(%)	1.4			1.4			1.4			1.4			1.4		
有効求人倍率 (厚生労働省)	全国	(倍)	1.63	1.62	1.61	1.59	1.59	1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32		
	福井県	(倍)	2.09	2.06	2.02	2.01	1.98	1.99	2.01	1.99	2.02	1.93	1.93	1.84	1.88		
鉱工業生産指数 (福井県政策統計・情報課)	全国	前年同月比(%)	△0.7	△1.9	△3.9	0.8	△5.5	1.2	△8.2	△8.5	△3.7	△2.4	△5.7	△5.2	△15.0		
	福井県	前年同月比(%)	△8.4	△1.8	△14.8	△7.6	△12.9	△5.4	△11.5	△12.5	△10.3	△8.6	△3.5	△9.6	△9.2		

(注) 1 民間給与および総実労働時間数については、規模30人以上の事業所を対象とした。  
 2 消費支出についての集計世帯数は、平成31年4月から令和2年4月までの1か月平均を示す。  
 3 福井県の令和2年4月の完全失業率については、4月から6月の平均を示す。